

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成19年1月25日(木)
- 2 監査の対象 まちづくり部(都市計画課、都市整備課、建築指導課、道路保全課、営繕・住宅課、みどりの相談所) 所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、上記の部局について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成18年11月30日までの間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、所掌事務事業が関係する法令等に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめまちづくり部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成18年11月30日現在における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

都市計画課では都市計画事務、都市計画図作成、開発指導事務、屋外広告物規制、土地利用計画策定、市街化区域等見直し、高砂みなとまちづくり推進、堀川周辺地区景観形成、姫路高砂道路整備促進協議会設立準備、街路事務、河川改良等、都市整備課では地方バス等公共交通維持確保対策、コミュニティバス運行、バス利用促進等総合対策、道路新設改良、道路新設改良用地買収、橋りょう新設改良、土地区画整理事務、土地区画整理助成、沖浜平津線街路整備、農人町線街路整備、公園建設、公園建設事務等、建築指導課では建築指導事務、簡易耐震診断推進等、道路保全課では交通安全対策、自転車対策、市営駐車場運営管理委託、交通安全施設設置、道路橋りょう管理事務、道路維持管理、防犯灯等維持管理、道路補修、防犯灯新設、道路隅切用地買収、宝殿駅南駅前広場等管理、屋外広告物規制、宝殿駅自由道路補修、橋りょう維持、橋りょう新設改良、河川管理事務、河川管理、港湾管理、港湾改良等、営繕・住宅課では建築事務、市営住宅管理、市営住宅整備等、みどりの相談所では公園等管理、ちびっこ遊園助成、環境緑地維持管理、緑化推進委託等と幅広い事業を実施している。今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、これについて述べる。

(1) 予算執行状況について

平成18年12月11日作成の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めるとともに、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 収入事務について

主として使用料及び諸収入について、収入状況及び滞納状況に関する資料により審査し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後も調定、徴収、現金取扱等の適正な事務執行に留意されたい。

一部滞納となっているものについては、早急に解消されるとともに、今後新たな滞納を生じないように努められたい。

(3) 支出事務について

委託料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金について、事業内容、執行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

委託料、工事請負費、**備品購入費**について、契約方法、履行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、委託契約において1者随意契約されているものは、契約の相手、契約金額等に十分留意されたい。

(5) 財産管理事務について

管理財産について、行政財産（土地）の登記、現況等に関する資料により審査し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

(6) その他

- ① 時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取し、時間外勤務命令書兼報告書の一部を抽出して確認した結果、おおむね適正に処理されていた。職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに時間外の縮減に努力されるよう要望する。